

【注意事項】

- ・本資料は、韓国の「社会基盤施設に対する民間投資法（一部改定 2010 年 6 月 8 日）」を JICE の自主研究の一環として翻訳したものである。
- ・訳文及び用語については、法律的な妥当性等の確認を行ったものではない。

社会基盤施設に対する民間投資法

第1章 総則

第1条(目的) この法は社会基盤施設に対する民間の投資を促進し、創意的で効率的な社会基盤施設の拡充・運営を図ることで、国民経済の発展に寄与することを目的とする。〈改定 2005. 1. 27〉

第2条(定義) この法で使用する用語の意味は次の通りである。〈改定

1999. 1. 21, 1999. 2. 8, 1999. 9. 7, 2001. 1. 16, 2002. 12. 11, 2003. 7. 29, 2003. 12. 30, 2004. 12. 31, 2005. 1. 27, 2005. 3. 31, 2005. 5. 31, 2005. 8. 4, 2006. 9. 27, 2006. 9. 27, 2007. 4. 6, 2007. 4. 11, 2007. 5. 17, 2007. 8. 3, 2008. 3. 21, 2008. 3. 28, 2008. 12. 31, 2009. 4. 1, 2009. 5. 22, 2009. 6. 9, 2010. 5. 17, 2010. 6. 8〉

1. “社会基盤施設”とは、各種生産活動の基盤となる施設、当該施設の效用を増進させ利用者の便益を図る施設及び国民生活の便益を増進させる施設として、次の各項目に該当する施設をいう。

ア. 「道路法」第2条第1項第1号及び第4号による、道路及び道路の付属物

イ. 鉄道事業法第2条第1号の規定による鉄道

- ウ. 都市鉄道法第3条第1号の規定による都市鉄道
- エ. 「港湾法」第2条第5号による港湾施設
- オ. 「航空法」第2条第8号による空港施設
- カ. 「ダム建設及び周辺地域支援等に関する法律」第2条第2号による多目的ダム
- キ. 水道法第3条第5号の規定による水道及び「水の再利用促進及び支援に関する法律」第2条第4号による中水道
- ク. 「下水道法」第2条第3号の規定による下水道、同法第2条第9号の規定による公共下水処理施設、同法第2条第10号による糞尿処理施設及び「水の再利用促進及び支援に関する法律」第2条第7号による下・廃水処理水再利用施設
- ケ. 「河川法」第2条第3号による河川施設
- コ. 「漁村・漁港法」第2条第5号の規定による漁港施設
- サ. 「廃棄物管理法」第2条第8号の規定による廃棄物処理施設
- シ. 電気通信基本法第2条第2号の規定による電気通信設備
- ス. 電源開発促進法第2条第1号の規定による電源設備
- セ. 都市ガス事業法第2条第5号の規定によるガス供給施設
- ソ. 集団エネルギー事業法第2条第5号の規定による集団エネルギー施設
- タ. 情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律第2条第1項第1号の規定による情報通信網
- チ. 「物流施設の開発及び運営に関する法律」第2条第2号及び第6号による物流ターミナル及び物流団地
- ツ. 削除<2007. 8. 3>
- テ. 旅客自動車運輸事業法第2条第5号の規定による旅客自動車ターミナル

- ト. 削除<2002. 12. 11>
- ナ. 「観光振興法」第2条第6号及び第7号の規定による観光地及び観光団地
- ニ. 駐車場法第2条第1号イの規定による路外駐車場
- ヌ. 「都市公園及び緑地等に関する法律」第2条第3号による都市公園
- ネ. 「水質及び水生生態系保全に関する法律」第48条第1項の規定による
廃水終末処理施設
- ノ. 「家畜糞尿の管理及び利用に関する法律」第2条第9号の規定による
公共処理施設
- ハ. 「資源の節約と再活用促進に関する法律」第2条第10号による再
活用施設
- ヒ. 「体育施設の設置・利用に関する法律」第5条による専門体育施設
及び同法第6条による生活体育施設
- フ. 「青少年活動振興法」第10条第1号による青少年修練施設
- ヘ. 「図書館法」第2条第1号による図書館
- ホ. 「博物館及び美術館振興法」第2条第1号と第2号による博物館と
美術館
- マ. 国際会議産業育成に関する法律第2条第3号の規定による国際会
議施設
- ミ. 「国家統合交通体系効率化法」第2条第16条による知能型交通体
系
- ム. 国家地理情報体系の構築及び活用等に関する法律第2条第2号の
規定による地理情報体系
- メ. 「国家情報化基本法」第3条第13号による超高速情報通信網
- モ. 科学館育成法第2条第1号の規定による科学館
- ヤ. 鉄道産業発展基本法第3条第2号の規定による鉄道施設

- ユ. 「幼児教育法」第2条第2号、「初・中等教育法」第2条及び「高等教育法」第2条第1号から第5号までの規定による幼稚園及び学校
- ヨ. 「軍事基地及び軍事施設保護法」第2条第2号による軍事施設のうち、軍営内外に建設する官舎等の軍人またはその子弟の住居施設及びその附属施設
- ラ. 「賃貸住宅法」第2条第2号による建設賃貸住宅のうち、公共賃貸住宅
- リ. 「嬰幼兒保育法」第2条第3号による保育施設
- ル. 老人福祉法第32条・第34条及び第38条の規定による老人居住福祉施設・老人医療福祉施設及び在宅在宅老人福祉施設
- レ. 「公共保健医療に関する法律」第2条による公共保健医療に関する施設
- ロ. 新港湾建設促進法第2条第2号イ及びウの規定による新港湾建設事業の対象となる施設
- ワ. 「文化芸術振興法」第2条第1項第3号の規定による文化施設
- ア'. 「山林文化・休養に関する法律」第13条の規定による自然休養林
- イ'. 樹木園造成及び振興に関する法律第2条第1号の規定による樹木園
- ウ'. 「ユビキタス都市の建設等に関する法律」第2条第3号によるユビキタス都市基盤施設
- エ'. 「国家統合交通体系効率化法」第45条による国家機関複合乗換センター、広域複合乗換センター及び一般複合乗換センター
- オ'. その他、この法の目的に合った施設として大統領令で定める施設

2. “社会基盤施設事業”とは、社会基盤施設の新設・増設・改良または運

営に関する事業をいう。

3. “帰属施設”とは、第4条第1号または第3号の規定による方式で推進される社会基盤施設をいう。
4. “主務官庁”とは、関係法令により当該社会基盤施設事業の業務を管掌する行政機関の長をいう。
5. “民間投資事業”とは、第9条の規定による民間提案事業または第10条の規定による民間投資施設事業基本計画により第7号の規定による事業施行者が施行する社会基盤施設事業をいう。ただし、「国家財政法」第23条による継続費による政府発注事業のうち、超過施工(国家と契約対象者が事前に協議した限度額の範囲から該当年度事業費を超過し施工することをいう。以下、同じ)する部分は民間投資事業とみなす。
6. “実施協約”とは、この法により主務官庁と民間投資事業を施行しようとする者の間に、事業施行の条件等に関して締結する契約をいう。
7. “事業施行者”とは、公共部門以外の者で、この法により事業施行者の指定を受け民間投資事業を施行する法人をいう。
8. “附帯事業”とは、事業施行者が民間投資事業と連携し施行する第21条第1項各号の事業をいう。
9. “使用料”とは、使用料・利用料・料金等の名称に過ぎず、社会基盤施設の利用者が当該施設の事業施行者に施設利用の対価として支払う金額をいう。
10. “公共部門”とは、国家及び地方自治体と次の各項目のいずれか一つに該当する法人をいう。
 - ア. 「公共機関の運営に関する法律」による公共機関のうち、企画財政部長官が指定する機関
 - イ. 特別法により設立された各種公社または公団

11. “民間部門”とは、公共部門以外の法人(外国法人と第12号の規定による民官合同法人を含む)をいう。
12. “民官合同法人”とは、公共部門と民間部門が共同で出資し設立する法人で、第7号の規定による事業施行者をいう。
13. “関係法律”とは、社会基盤施設事業を施行するにあたり、民間投資事業と関連した第1号による法律及び次の各項目に該当する法律をいう。
 - ア. 「有料道路法」
 - イ. 「鉄道建設法」
 - ウ. 「首都圏新空港建設促進法」
 - エ. 「電気通信事業法」
 - オ. 「電波法」
 - カ. 「学校施設事業促進法」
 - キ. 「住宅法」
 - ク. 「国防・軍事施設事業に関する法律」
 - ケ. 「国土計画及び利用に関する法律」
 - コ. 「山林資源の造成及び管理に関する法律」
 - サ. 「山地管理法」
 - シ. 「国有林の経営及び管理に関する法律」
14. “他の法律”とは、事業施行者が民間投資事業を推進するに当たり、関係法律から許認可等を受けたとみられる許認可等の事項を規定した法律をいう。
15. “国・公有財産”とは、国有財産法または地方財政法の規定により、国家または地方自治体の所有である財産をいう。
16. “金融機関”とは、次の各項目の1に該当するものをいう。
 - ア. 銀行法による認可を受け設立した銀行

イ. 韓国産業銀行

ウ. 韓国輸出入銀行

エ. 削除<2002. 12. 11>

オ. 中小企業銀行

カ. 「資本市場と金融投資業に関する法律」による信託業者及び総合
金融会社

キ. 保険業法による保険事業者

ク. 削除<2007. 8. 3>

ケ. 農業協同組合法による農業協同組合中央会の信用事業部門

コ. 水産業協同組合法による水産業協同組合中央会の信用事業部門

サ. 企業への資金融通を業とする者で、大統領令が定める者

第3条(関係法律との関係等)①この法は民間投資事業に関し関係法律の
規定に優先して適用する。

②政府発注事業の超過施工部分に対しては、この法で特別に定めたも
のを除いては、この法の他の規定を適用しない。

[全文改定 2008. 12. 31]

第4条(民間投資事業の推進方式)民間投資事業は次の各号の1に該当する
方式で推進しなければならない。<改定 2002. 12. 11, 2005. 1. 27>

1. 社会基盤施設の竣工と同時に当該施設の所有権が国家または地方自
治体に帰属し、事業施行者に一定期間の施設管理運営権を認定する
方式(第2号に該当する場合を除く)
2. 社会基盤施設の竣工と同時に当該施設の所有権が国家または地方自
治体に帰属し、事業施行者に一定期間の施設管理運営権を認定する
が、その施設を国家または地方自治体等が協約し定めた期間中賃借
し使用・収益する方式
3. 社会基盤施設の竣工後一定間の間、事業施行者に当該施設の所有権

が認定され、その期間の満了時に施設所有権が国家または地方自治体に帰属される方式

4. 社会基盤施設の竣工と同時に、事業施行者へ当該施設の所有権が認定される方式
5. 民間部門が第9条の規定により事業を提案したり、第12条の規定により変更提案をする場合、当該事業の推進のために第1号または第4号以外の方式を提示し、主務官庁が妥当であると認定・採択した方式
6. その他、主務官庁が第10条の規定により樹立した民間投資施設事業基本計画に提示した方式

第5条(民間投資事業審議委員会の設置)民間投資事業に関する次の各号の事項を審議するため、企画財政部長官所属下に民間投資事業審議委員会(以下、“審議委員会”とする)を置く。〈改定

1999. 5. 24, 2002. 12. 11, 2005. 1. 27, 2008. 2. 29, 2008. 12. 31〉

1. 社会基盤施設に対する民間投資と関連した主要政策の樹立に関する事項
2. 第7条の規定による民間投資事業基本計画の樹立及び変更に関する事項
- 2の2. 第8条の2の規定による民間投資対象事業の指定に関する事項
3. 大統領令が定める一定要件に該当する民間投資施設事業基本計画の樹立及び変更に関する事項
4. 第13条の規定による事業施行者の指定に関する事項
- 4の2. 第47条第1項後段の規定による公益のための処分に関する事項
5. 第50条の規定による対象事業の指定取消に関する事項
- 5の2. 第51条の2第3項による民間投資事業に対する総合評価
6. その他、民間投資事業の円滑な推進のために企画財政部長官が附議する事項

第6条(審議委員会の構成及び運営)①審議委員会は企画財務部長官及び社会基盤施設の業務を管掌する行政各府の次官と、企画財務部長官が委託する8人以内の民間投資に関する博識と経験のある民間委員で構成する。〈改定 1999. 5. 24, 2002. 12. 11, 2005. 1. 27, 2008. 2. 29〉

②企画財務部長官は審議委員会の委員長(以下、“審議委員長”とする)となる。〈改定 1999. 5. 24, 2008. 2. 29〉

③審議委員長は審議委員会の効率的な運営のために専門的・技術的な分野に関する諮問が必要だと認める場合には、関係専門家で構成された民間投資事業諮問委員団を構成・運営することができる。

④主務官庁の長は民間投資事業の円滑な施行のために必要だと認める場合には、民間投資事業に関する事項を審議する主務官庁別審議委員会を自主的に構成・運営することができる。〈改定 2002. 12. 11〉

⑤審議委員会と主務官庁別審議委員会の運営・手続き等、その他必要な事項は大統領令で定める。〈改定 2002. 12. 11〉

第2章 社会基盤施設事業〈改定 2005. 1. 27〉

第1節 民間投資事業基本計画

第7条(民間投資事業基本計画の樹立)①政府は国土の均衡開発と産業の競争力強化及び国民生活の便益増進を図るため、社会基盤施設に対する民間投資事業基本計画を樹立し、これを公告(インターネットに掲載する方式による場合を含む)しなければならない。公告する事項が変更される場合も同様である。〈改定 2005. 1. 27〉

②第1項の民間投資事業基本計画は社会基盤施設と関連した中・長期計画及び国家投資事業の優先順位に符合するようにしなければならず、民間の創意と効率が発揮できる与件を醸成しながら、公共性が維持さ

れるよう努力しなければならない。〈改定 2005. 1. 27〉

③民間投資事業基本計画の樹立・変更及び確定手続きに関して必要な事項は大統領令として定める。

第7条の2(民間投資事業の総限度額等、国会議決)①政府は次年度に実施する第4条第2号による民間投資事業(以下、“貸貸型民資事業”とする)の総限度額、対象施設別限度額及び事業推進過程での予測できない支出に充当するための予備限度額(以下、“総限度額等”とする)を会計年度開始90日前まで国会に提出し、国会は会計年度開始30日前まで議決しなければならない。

②第1項による予備限度額は国家事業及び国庫補助地方自治体事業限度額合計額の100分の20以内の金額とする。

③政府は第1項による貸貸型民資事業の総限度額等を国会に提出する場合は、前年度に提出した対象施設別予備限度額の使用内訳を一緒に提出しなければならない。

④第1項による貸貸型民資事業の総限度額等に関して必要な事項は大統領令で定める。

[全文改定 2008. 12. 31]

第7条の3(総限度額変更)①政府は事前に国会の議決を得て総限度額を変更することができる。

②政府は対象施設別限度額を100分の20以内で変更(予備限度額を超過することはできない)することができ、主務官庁が対象施設別限度額を変更しようとする場合は、事前に企画財政部長官と協議しなければならない。

[本条新設 2008. 12. 31]

第7条の4(限度額増額等の同意)国会は政府が提出した貸貸型民資事業総限度額を増額するなど、新しい対象施設を追加する場合は事前に政府

の同意を得なければならない。

[本条新設 2008. 12. 31]

第8条(民間投資事業基本計画の内容)①第7条第1項の規定による民間投資事業基本計画には次の各号の事項が含まなければならない。〈改定 2002. 12. 11, 2005. 1. 27〉

1. 社会基盤施設の分野別民間投資政策方向
2. 削除〈2002. 12. 11〉
3. 民間投資事業または第8条の2の規定による民間投資対象事業の投資範囲・方法及び条件に関する事項
4. 民間投資事業の管理及び運営に関する事項
5. 民間投資事業の支援に関する事項
6. その他、民間投資事業と関連した政策事項

②削除〈2002. 12. 11〉

第8条の2(民間投資対象事業の指定)①主務官庁は社会基盤施設事業を民間投資方式で推進する場合、これを民間投資対象事業(以下、“対象事業”とする)に指定しなければならない。対象事業に指定されるためには次の各号の要件を備えなければならない。〈改定 2005. 1. 27〉

1. 社会基盤施設と関連した中・長期計画及び国家投資事業の優先順位に符合すること
2. 民間部門の参与が可能な程度の収益性のある事業であること

②主務官庁は対象事業中、大統領令が定める一定規模以上の対象事業に対しては当該事業に対する妥当性の分析を実施した後、審議委員会の審議を経て指定しなければならない。

③主務官庁は対象事業を指定する場合にはその事実を遅滞なく官報に公示(インターネットに掲載する方式による場合を含む)しなければならない。〈改定 2005. 1. 27〉

[本条新設 2002. 12. 11]

第9条(民間部門の事業提案)①民間部門は対象事業に含まれない事業として民間投資方式(第4条第2号の事業方式を除く)で推進できる事業を提案することができる。〈改定 2005. 1. 27〉

②第1項により事業を提案しようとする者は、大統領令で定めるところにより提案書を作成し主務官庁に提出しなければならない。〈新設 2009. 4. 1〉

③主務官庁は第1項により提案された事業を民間投資事業として推進することを決定した場合には、これを提案者に通知し提案者以外の第三者による提案が可能となるよう、提案内容の概要を公告しなければならない。〈新設 2009. 4. 1〉

④主務官庁は第2項による第一提案者の提案書及び第3項による第三者の提案書に対して、大統領令で定めるところにより検討・評価した後、提案書を提出した者のうち協商対象者を指定しなければならない。この場合、第一提案者に対しては大統領令で定めたところにより優遇することができる。〈新設 2009. 4. 1〉

⑤第4項により指定された協商対象者との実施協約締結等に関しては、第13条第3項から第5項までの規定による。〈新設 2009. 4. 1〉

⑥第1項の規定により提案された事業の推進手続き等に関して、必要な事項は大統領令で定める。

第2節 社会基盤施設事業の施行〈改定 2005. 1. 27〉

第10条(民間投資施設事業基本計画の樹立及び告示等)①主務官庁は社会基盤施設事業の推進のため民間部門の投資が必要であると定める場合には、当該年度対象事業に指定された後1年以内に、民間投資事業基本

計画により民間投資施設事業基本計画(以下“施設事業基本計画”とする)を樹立しなければならない。ただし、不可避な事由がある場合には1年の範囲内でこれを延長することができる。〈改定 2005. 1. 27〉

②第1項の規定により施設事業基本計画を樹立するにあたり、大統領令が定める一定要件に該当する施設事業基本計画は、事前に審議委員会の審議を経なければならない。これを変更する必要がある場合も同様である。ただし、大統領令が定める軽微な事項の変更の場合にはその限りではない。

③主務官庁は第1項及び第2項の規定により施設事業基本計画を樹立または変更した場合には、大統領令が定めるところによりこれを告示しなければならない。

④主務官庁は第3項の規定により施設事業基本計画を告示した後、第13条第1項の規定による事業計画の提出が無い場合には、1回に限り施設事業基本計画を再告示することができる。この場合、施設事業基本計画の再告示はすでに告示された施設事業基本計画による事業計画の提出期日から6ヶ月以内に行われなければならない。

⑤主務官庁は第3項または第4項の規定により施設事業基本計画を告示または再告示する場合には、大統領令が定める対象事業に対しては、基本設計図書と妥当性分析に関する資料を民間部門が閲覧できるようにしなければならない。〈新設 2002. 12. 11〉

第11条(施設事業基本計画の内容)①施設事業基本計画には次の各号の事項が含まれなければならない。〈改定 2005. 1. 27, 2008. 12. 31〉

1. 対象事業の推定投資金額・建設期間・予定地域及び規模等に関する事項
2. 対象事業に対する予備妥当性及び妥当性調査結果に関する事項
3. 使用料・附帯事業等、事業施行者の収益に関する事項

4. 帰属施設の可否等、民間投資事業の推進方式に関する事項
5. 財政支援の規模及び方式等、国家または地方自治体の支援に関する事項
6. 民間投資事業により建設された社会基盤施設の管理及び運営に関する事項
7. 事業施行者の資格要件に関する事項
8. その他主務官庁が必要と認める事項

②主務官庁は施設事業基本計画を樹立するにあたり、中小企業が民間投資事業に活発に参加できるように配慮しなければならない。

第12条(民間部門による施設事業基本計画の変更提案)民間部門は第10条の規定により樹立した施設事業基本計画の内容変更を、大統領令が定めるところにより提案することができる。

第13条(事業施行者の指定)①民間投資事業を施行しようとする者は、第10条第3項の規定により告示された施設事業基本計画に従い、大統領令が定めるところにより事業計画を作成し、これを主務官庁に提出しなければならない。

②主務官庁は第1項の規定により提出された事業計画を、大統領令が定めるところにより検討・評価した後、事業計画を提出した者の中から協商対象者を指定しなければならない。この場合公益性の高い長期投資資金の提供等、主務官庁の円滑な事業施行に符合する事業計画を提出した者に対しては、事業計画評価時に優遇することができる。〈改定2005. 1. 27〉

③主務官庁は第2項の規定により指定された協商対象者と、総事業費(社会基盤施設事業に所要する経費で、大統領令が定める費用を合算した金額をいう)及び使用期間等事業施行の条件等が含まれた実施協約を締結することで事業施行者を指定する。この場合、大統領令が定め

る一定要件に該当する事業施行者指定に関する事項は、事前に審議委員会の審議を経なければならない。〈改定 2005. 1. 27〉

④第3項の規定により事業施行者に指定された者は、関係法律の規定による事業施行者とみなす。

⑤事業施行者の指定を受けた者は、指定を受けた日から大統領令が定める期間内に第15条第1項の規定による実施計画の承認を申請しなければならない。この期間内に実施計画の承認を申請しない場合には、事業施行者として指定された効力を喪失する。ただし、主務官庁が不可避だと認めた場合には、1年の範囲内で1回に限りその期間を延長することができる。

第14条(民間投資事業法人の設立)①法人を設立し民間投資事業を施行しようとする者は、第13条第1項の規定による事業計画に法人設立計画を含めて提出しなければならない。

②主務官庁は第1項の規定により法人設立計画を提出した者を事業施行者と指定する場合には、法人の設立を条件に当該法人を事業施行者と指定しなければならない。

③第2項の規定により条件付き指定を受けた者は、第13条第5項の規定により実施計画の承認を申請する前までに、当該民間投資事業を施行する法人を設立しなければならない。

④第3項の規定により設立された法人は事業施行者指定時、主務官庁が認定した事業以外の他の事業を行ってはならない。ただし、事業施行者指定後、主務官庁が認定した軽微な事業に対してはその限りではない。

第15条(実施計画の承認)①事業施行者は民間投資事業を施行する前に、大統領令が定めるところにより当該事業の実施計画を作成し、主務官庁の承認を得なければならない。承認を得た内容を変更しようとする

場合もまた同様である。ただし、大統領令が定める軽微な事項を変更する場合にはその限りではない。

②主務官庁は第1項の規定により実施計画を承認したり変更する場合には、これを告示しなければならない。

第16条(民間投資事業の分割施行)①主務官庁は社会基盤施設事業を施行するにあたり、その事業の一部を民間投資事業として施行することができる。〈改定 2005. 1. 27〉

②主務官庁は民間投資事業を機能別・施設別または区間別に分割し施行させることができる。

第17条(他の法律による許認可等の擬制)①主務官庁が第15条の規定により実施計画を告示した場合には、当該民間投資事業と関連した関係法律が定めている許認可等と、関係法律の規定により許認可等を受けたとみなされる他の法律の許認可等を受けたとみなし、関係法律及び他の法律による告示または公告があったものとみなす。〈改定2005. 1. 27〉

②主務官庁が第15条第1項の規定により実施計画の承認または変更承認をしようとする場合には、第1項の規定による他の法律への適合の可否に関して事前に関係行政機関の長と協議しなければならない。

③第2項の規定により協議要請を受けた関係行政機関の長は、その協議要請を受けた日から30日以内に、具体的な理由と根拠を明示し書面で意見を提示しなければならず、その期間内に意見が提示されなければ協議がなされたこととする。

第18条(土地への出入等)事業施行者が民間投資事業を施行するため、他人の土地への出入・一時使用・障害物の変更や除去をしようとする場合には、国土の計画及び利用に関する法律第130条及び第131条の規定を準用する。〈改定 2002. 12. 11〉

第19条(国・公有財産の処分制限等)①民間投資事業の予定地域内にある

国家または地方自治体所有の土地で、民間投資事業の施行に必要な土地に対しては関係行政機関の長と事前協議を経なければならず、当該事業に対する施設事業基本計画が告示された日(第9条第1項の規定により提案された事業の場合には、提案内容が公告された日をいう)から当該事業以外の目的でこれを売却することはできない。〈改定 2005. 1. 27〉

②第1項の協議を経た民間投資事業の予定地域内にある国・公有財産は国有財産法及び地方財政法の規定にかかわらず事業施行者に随意契約でこれを売却することができる。

③民間投資事業の予定地域内にある国・公有財産は、民間投資事業の施行のために必要な場合には、国有財産法及び地方財政法の規定にかかわらず、事業施行者に第15条第2項の規定により実施計画が告示された日から第22条の規定による竣工確認がなされるまで無償で使用・収益させることができる。ただし、帰属施設事業の場合には第25条第1項または第2項の規定による期間が終了するまで無償で使用・収益させることができる。〈改定 2002. 12. 11〉

④主務官庁は民間投資事業の施行のために必要な場合には、民間投資事業の予定地域内にある土地を買入れ、事業施行者に第15条の規定により実施計画が告示された日から第22条の規定による竣工確認がなされるまで、国有財産法または地方財政法の規定にかかわらず無償で使用・収益させることができる。ただし、帰属施設事業の場合には第25条第1項または第2項の規定による期間が終了するまで無償で使用・収益させることができる。〈改定 2002. 12. 11〉

⑤民間投資事業の施行のために必要な場合には国有財産法及び地方財政法の規定にかかわらず、国・公有財産に対して事業施行者に施設物の寄附を前提とせず、建物その他の永久施設物を築造するための使用・収

益の許可または貸付を行うことができる。

第20条(土地等の収用・使用)①事業施行者は民間投資事業の施行のために必要な場合には公益事業のための土地等の取得及び補償に関する法律第3条の規定による土地・物件または権利(以下“土地等”とする)を収用または使用することができる。〈改定 2002. 2. 4〉

②第1項の規定を適用するにあたり第15条の規定による実施計画の告示があった場合には、公益事業のための土地等の取得及び補償に関する法律第20条第1項及び第22条の規定による事業認定及び事業認定の告示があったこととし、裁決の申請は同法第23条第1項及び第28条第1項の規定にかかわらず実施計画で定めた事業の施行期間内に行うことができる。〈改定 2002. 2. 4〉

③事業施行者は土地等の収用または使用と関連した土地買収業務・損失補償業務・移住対策事業等の施行を大統領令が定めたところにより主務官庁または関係地方自治体の長に委託することができる。この場合、委託手数料等に関しては大統領令で定める。

④第1項の規定による土地等の収用または使用に関してこの法または関係法律に特別な規定がある場合を除いては、公益事業のための土地等の取得及び補償に関する法律を準用する。〈改定 2002. 2. 4〉

第21条(附帯事業の施行)①主務官庁は事業施行者が民間投資事業を施行するにあたり当該社会基盤施設の投資費補填または正常な運営を図るために必要だと認める場合には、施設事業基本計画が定めるところにより次の各号の1に該当する附帯事業を当該民間投資事業と連携して施行させることができる。〈改定

2002. 12. 11, 2002. 12. 30, 2003. 5. 29, 2005. 1. 27, 2007. 4. 11, 2007. 8. 3〉

1. 住宅法による住宅建設事業

2. 宅地開発促進法による宅地開発事業

3. 国土の計画及び利用に関する法律による都市計画施設事業
- 3の2. 都市開発法による都市開発事業
4. 都市及び住居環境整備法による都市環境整備事業
5. 産業立地及び開発に関する法律による産業団地開発事業
6. 「観光振興法」による観光宿泊業、観光客利用施設業及び観光地・観光団地開発事業
7. 「物流施設の開発及び運営に関する法律」による物流ターミナル事業
8. 港湾運送事業法による港湾運送事業
9. 流通産業発展法による大規模店舗(市場に関することを除く)、卸売り配送業または共同集配送団地事業
10. 地域均衡開発及び地方中小企業育成に関する法律による複合団地開発事業
11. 第4条第2号の規定による民間投資事業の場合近隣生活施設・文化集会施設等、当該社会基盤施設の正常な活用と機能発揮に寄与し、国家または地方自治体の財政支援を節減できる収益事業

②事業施行者が附帯事業を施行しようとする場合には第15条第1項の規定による実施計画に当該附帯事業に関する事項を含めなければならない。

③主務官庁が第15条第2項の規定により実施計画を告示した場合には当該附帯事業と関連した次の各号の許認可等を受けたことみなす。

<改定

1999. 1. 21, 2002. 12. 11, 2002. 12. 30, 2003. 5. 29, 2007. 4. 11, 2007. 8. 3>

1. 住宅法第9条の規定による登録、同法第16条第1項の規定による承認及び同法第17条の規定により、許認可等を受けたとみなされる許認可等

2. 宅地開発促進法第7条の規定による宅地開発事業の施行者指定、同法第8条及び第9条の規定による承認、同法第11条の規定により許認可等を受けたとみなされる許認可等
3. 国土の計画及び利用に関する法律第86条の規定による施行者指定、同法第88条第2項の規定による実施計画の認可及び同法第92条第1項の規定により、許認可等を受けたとみなされる許認可等
- 3の2. 都市開発法第11条の規定による施行者指定、同法第17条の規定による実施計画の認可及び同法第19条第1項の規定により、許認可等を受けたとみなされる許認可等
4. 都市及び住居環境整備法第9条第1項の規定による指定開発者の指定及び第28条の規定による事業施行の認可
5. 産業立地及び開発に関する法律第16条の規定による事業施行者の指定、同法第17条または第19条の規定による承認及び同法第21条の規定により、許認可等を受けたとみなされる許認可等
6. 「観光振興法」第15条の規定による観光宿泊業及び観光客利用施設業に対する事業計画の承認、同法第52条の規定による観光地及び観光団地の指定、同法第52条の規定による造成計画の承認及び同法第58条の規定により、許認可等を受けたとみなされる許認可等
7. 「物流施設の開発及び運営に関する法律」第7条による登録、同法第9条による工事施行の認可及び同法第21条により、許認可等を受けたとみなされる許認可等
8. 港湾運送事業法第4条の規定による登録
9. 流通産業発展法第8条の規定による登録、同法第19条の規定による指定、同法第33条の規定による指定及び同法第34条の規定により、許認可を受けたとみなされる許認可等
10. 地域均衡開発及び地方中小企業育成に関する法律第34条の規定に

よる施行者指定、同法第36条第1項の規定による実施計画の承認及び同条第2項の規定により、許認可等を受けたとみなされる許認可等

④主務官庁が第15条の規定により第3項各号の事項が含まれている実施計画を承認しようとする場合には、事前に関係行政機関の長(第3項各号の規定により許認可等を受けたとみなされる場合、許認可等の擬制規定で他の関係行政機関の長との協議を経るようにした場合には、その関係行政機関の長を含む)と協議するなど、承認を得なければならない。

⑤第4項の規定により協議または承認要請を受けた関係行政機関の長は、その要請を受けた日から30日以内に具体的な理由と根拠を明示し書面により意見を提示しなければならない、その期間内に意見が提示されなければ協議または承認されたこととみなす。

⑥事業施行者の附帯事業施行に関し、この法で定められていない事項に関しては当該附帯事業と関連した法律の規定に従う。

⑦第1項第2号の規定による宅地開発事業を附帯事業として施行する事業施行者は、宅地開発促進法第7条の規定による国家または地方自治体とみなす。

⑧第1項の規定による附帯事業の施行に必要な要件は次のとおりである。〈改定 2005. 1. 27〉

1. 附帯事業の事業費は当該総民間事業費(総事業費で第53条の規定により国家または地方自治体が事業施行者に交付する補助金を除いた金額をいう)の範囲内であること
2. 附帯事業が当該民間投資事業の円滑な運営と利用者の便益増進に関連し、当該民間投資事業施行地域と地理的に近接した地域で施行されること
3. その他大統領令で定めた要件

- 第22条(竣工確認)①事業施行者が第15条第2項または第21条第2項の規定により告示された実施計画により事業を完了した場合には、すみやかに大統領令が定めるところにより工事竣工報告書を主務官庁に提出し、竣工確認を受けなければならない。
- ②第1項の規定による竣工確認の申請を受けた主務官庁は竣工検査をした後、竣工確認済証をその申請人に交付しなければならない。
- ③第2項の規定による竣工確認済証を交付した場合には、第17条第1項及び第21条第3項の規定による許認可等により、当該事業の竣工検査または竣工認可等を受けたこととする。
- ④主務官庁は第2項の規定により竣工確認を行ったり、第3項の規定により竣工検査または竣工認可等を受けたとみなした場合には、事前に関係行政機関の長と協議しなければならない。
- ⑤第2項の規定による竣工確認済証の交付を受ける前に、民間投資事業で造成または設置された土地及び社会基盤施設は、これを使用してはならない。ただし、主務官庁から竣工前の使用の認可を受けた場合にはその限りではない。〈改定 2005. 1. 27〉

- 第23条(社会基盤施設に対する公共投資管理センターの設置)①対象事業の検討、事業妥当性の分析、事業計画の評価等、大統領令が定める支援業務を総合的に遂行するために、政府外郭研究機関等の設立・運営及び育成に関する法律による韓国開発研究院の付設として、社会基盤施設に対する公共投資管理センター(以下“公共投資管理センター”とする)を置く。
- ②公共投資管理センターの長は、第1項の規定による業務を遂行するにあたり、必要な場合は関係行政機関または関連機関に協力を要請することができる。
- ③公共投資管理センターの長は、第1項の規定による業務に所要する費

用を充当するために、必要な場合にはその業務によって利益を受ける関係機関・団体から手数料を受け取ることができる。

④公共投資管理センターの組織と運営に関して必要な事項は大統領令で定める。

[全文改定 2005. 1. 27]

第3節 社会基盤施設の管理・運営<改定2005. 1. 27>

第24条(社会基盤施設の管理及び運営<改定 2005. 1. 27>)民間投資事業で造成または設置された土地及び社会基盤施設は、実施協約で定めるところにより管理及び運営されなければならない。<改定 2005. 1. 27>

第24条の2(貸貸型民資事業政府支給金推計書の作成)①企画財政部長官は第15条により実施計画の承認を受けた貸貸型民資事業の国家事業及び国庫補助地方自治体事業に対して、該当会計年度から5会計年度以上の期間に対する政府支給金規模を、年度別に主務部署・対象施設別等で見込んだ貸貸型民資事業政府支給金推計書(以下、当条では“政府支給金推計書”とする)を毎年作成しなければならない。

②政府支給金推計書を作成する場合には政府支給金規模の増減原因等を分析し、これを推計書に含めなければならない。

③政府支給金推計書の作成等に必要な事項は大統領令で定める。

[全文改定 2010. 5. 17]

第25条(施設使用内容)①事業施行者は第4条第1号または第2号の規定による方式で推進される社会基盤施設について、実施協約に明示された公開競争過程を経て決定された総民間事業費の範囲内で、当該施設の竣工後、一定期間これを無償使用・収益することができる。<改定 2005. 1. 27>

②事業施行者は第4条第3号の規定による方式で推進される社会基盤施設について、実施協約に明示された公開競争過程を経て決定された総民間事業費の範囲内で、当該施設の竣工後、一定期間これを所有・収益することができる。〈改定 2005. 1. 27〉

③第1項及び第2項の無償使用期間及び所有・収益期間の算定または総事業費の変更のために必要な事項は大統領令で定める。〈改定 2005. 1. 27〉

④事業施行者は第1項及び第2項の規定による収益を実現するため、当該施設を第三者であっても使用させることができ、第三者に使用させる場合には通行料、賃借料・賃借料等の使用料を徴収することができる。この場合、使用料、使用料徴収期間その他使用料に関して必要な事項は大統領令で定める。〈改定 2005. 1. 27〉

⑤第1項及び第2項の規定にかかわらず、事業施行者が実施協約に明示された工事期間を短縮したり、事業費を節減し工事を完工した場合には、これを理由に使用期間または使用料を調整しないことができる。

第26条(社会基盤施設の管理運営権〈改定 2005. 1. 27〉)①主務官庁は第4条第1号または第2号に規定した方式により、社会基盤施設事業を施行した事業施行者が第22条の規定により竣工確認を受けた場合には、第25条第1項の規定により無償で使用・収益できる期間内で、同施設を維持・管理し施設使用者から使用料を徴収できる社会基盤施設管理運営権(以下“管理運営権”とする)を当該事業施行者に設定することができる。〈改定 2005. 1. 27〉

②第1項の規定により事業施行者が管理運営権を設定された場合には大統領令が定めるところにより主務官庁に登録しなければならない。

③第1項及び第2項の規定により管理運営権に登録した事業施行者は、当該施設の適切な維持・管理に関し責任を負う。

④第3項の規定による維持・管理に関して必要な事項は大統領令で定める。

第27条(管理運営権の性質等)①管理運営権はこれを物権とみなし、この法に特別な規定がある場合を除いては、民法における不動産に関する規定を準用する。

②管理運営権を分割または合併したり処分しようとする場合には、事前に主務官庁の承認を得なければならない。

第28条(権利の変更等)①管理運営権または管理運営権を目的とする抵当権の設定・変更・消滅及び処分の制限は、主務官庁に備える管理運営権登録原簿に登録することでその効力が発生する。

②第1項の規定による管理運営権の登録に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第29条(施設使用内容の変更)①主務官庁は第25条第1項及び第2項の規定による施設使用内容を変更することができない。ただし、国家または地方自治体が直接公用または公共用として使用するために必要であり、大統領令が定める場合には当該事業施行者と協議し施設使用内容を変更することができる。

②第1項但書の規定による施設使用内容の変更により、当該事業施行者に損害が発生した場合には、当該施設を使用した行政機関は大統領令が定めるところによりこれを補償しなければならない。

第4節 産業基盤信用保証基金

第30条(産業基盤信用保証基金の設置及び管理)①金融機関から民間投資事業資金の融資を受けようとする事業施行者と、政府発注事業を超過施工する者のうち、企画財政部長官が必要だと認める者の信用を保証

するために、産業基盤信用保証基金(以下“基金”とする)を設置することができる。〈改定 2008.12.31〉

②基金は信用保証基金法による信用保証基金(以下“管理機関”とする)が管理・運用する。

第31条(基金の造成)①基金は次の各号の財源で造成する。

1. 政府及び地方自治体の拠出金
2. 第1号以外の者の拠出金
3. 保証料収入
4. 基金の運用収益
5. 金融機関または他の基金からの借入金

②第1項の規定による拠出の方法と時期、その他拠出に関して必要な事項は大統領令で定める。

③金融機関または他の基金からの借入金の借入方法・借入限度、その他借入に必要な事項は大統領令で定める。

第32条(基金の用途)基金は次の各号の用途に使用する。

1. 保証債務の履行
2. 第31条第1項第5号の借入金に対する元利金償還
3. 基金の造成・運用及び管理のための経費
4. 基金の育成及び民間投資制度の発展のための研究・開発
5. その他大統領令が定める用途

第33条(基金の会計及び決算等)①基金の会計年度は政府の会計年度による。

②管理機関は基金の会計を他の会計と区分して計理しなければならない。

③管理機関は会計年度ごとに基金の総収入と総支出に関する基金運用計画を作成し企画財政部長官に提出し、企画財政部長官は当該会計年

度開始前までこれを承認する。これを変更する場合にもまた同様である。〈改定 1999. 5. 24, 2008. 2. 29〉

④管理機関は毎会計年度経過後2ヶ月以内に、基金に関する決算書・貸借対照表及び損益計算書を作成して企画財政部長官に提出し、貸借対照表は遅滞なく公告しなければならない。〈改定 1999. 5. 24, 2008. 2. 29〉

⑤基金の決算で利益金が生じた場合には、これを全額積立しなければならない。

⑥基金の決算で損失金が生じた場合には第5項の規定により積立した金額でこれを補填し、積立金の不足額がある場合には予算が定めるところにより政府がこれを補填する。

第34条(保証対象及び限度等〈改定 2008. 12. 31〉)①管理機関は事業施行者等(第30条第1項により信用保証の対象となる者をいう)この金融機関または外国金融機関(外国法令により設立され外国で金融業を営む者をいう。以下、同じ)から民間投資事業資金の貸出・給付等を受けることにより、負担する金銭債務と事業施行者が第58条により発行する社会基盤施設債権を基金の負担で保証することができる。この場合、管理機関は事業施行者等の経営状態・事業展望・信用状態等を公正・誠実に調査しなければならない。〈改定 2002. 12. 11, 2008. 12. 31〉

②管理機関は基金を運用するにあたり、担保力が微弱な中小企業に対して優先的に信用保証をしなければならない。

③管理機関が基金の負担で信用保証できる総額の限度は第31条第1項第1号及び第2号の拠出金と、第33条第5項の規定による積立金の合計額の20倍を超過しない範囲内で、大統領令で定める。

④管理機関が基金の負担で同一法人に対して信用保証できる最高限度は大統領令で定める。

⑤事業施行者等は第1項により保証として受けた融資金または超過施工により政府が支給する対価を用途以外で使用してはならず、これを違反した場合、管理機関は保証を解除、または制限することができる。
〈新設 2008. 12. 31〉

第35条(保証関係の成立)①管理機関は第34条の規定により保証をする場合には、民間投資事業資金の融資を受けた事業施行者等の信用を基金により保証することを内容とする契約を、金融機関または外国金融機関と締結しなければならない。〈改定 2002. 12. 11, 2008. 12. 31〉

②管理機関が民間投資事業資金の融資を受けようとする事業施行者等の申請を受けこれを審査した後、第1項の規定により契約を締結した金融機関または外国金融機関に通知する場合には、管理機関と当該金融機関または外国金融機関の間に保証関係が成立したとみなす。ただし、保証関係の効力は当該金融機関または外国金融機関が民間投資事業資金を支給した時点から発生したものとみなす。〈改定 2002. 12. 11, 2008. 12. 31〉

③第2項の通知があった日から60日以内に当該金融機関または外国金融機関が民間投資事業資金の融資を申請した事業施行者等に融資金を支給しない、あるいは、融資の承認を融資申請人に通知しなかった場合においては、第2項の規定にかかわらず当該保証関係は成立していないものとみなす。〈改定 2002. 12. 11, 2008. 12. 31〉

第36条(保証料)①管理機関は信用保証を受けた事業施行者等から、保証金額に対して該事業施行者等の事業規模・財務構造及び信用度等を勘案し、大統領令が定めるところにより保証料を徴収する。〈改定 2008. 12. 31〉

②管理機関は保証を受けた事業施行者等が保証料の納付期限内に保証料を納付しなかった場合には、未納保証料に対して年率100分の10に該

当する延滞保証料を徴収する。〈改定 2008. 12. 31〉

第37条(通知義務)第35条第2項の規定による通知を受けた金融機関または外国金融機関は次の各号の1に該当する場合には、遅滞なくその事実を管理機関に通知しなければならない。〈改定 2002. 12. 11〉

1. 主たる債務関係が成立した場合
2. 主たる債務の全部または一部が消滅した場合
3. 債務者が債務を履行しなかった場合
4. 債務者が期限の利益を喪失した場合
5. 第35条第3項に該当する事由で保証関係が成立しない場合
6. その他保証債務に影響を及ぼすことが憂慮される事由が発生した場合

第38条(保証債務の履行)①金融機関、外国金融機関または第58条の規定により発行された社会基盤施設債権の所持者は、保証を受けた事業施行者が相当期間債務を不履行する等、大統領令が定める事由が発生した場合には管理機関に対してその保証債務の履行を請求することができる。〈改定 2002. 12. 11, 2008. 12. 31〉

②第1項の規定により保証債務の履行請求がある場合には、管理機関は主たる債務と大統領令が定める従たる債務を基金で弁済しなければならない。

第39条(損害金)管理機関が基金の負担で保証債務を履行した場合には、当該事業施行者等からその履行した金額に対して年率100分の25を超過しない範囲内で、大統領令が定めるところにより損害金を徴収する。〈改定 2008. 12. 31〉

第40条(求償権)①管理機関は基金の負担で保証債務を履行した場合には求償権行使のために必要な措置をとらなければならない。

②管理機関は基金の負担で保証債務を履行した事業施行者等が次の各

号の1に該当する場合には、該当事業施行者等に対する求償権行使を猶予することができる。〈改定 2008. 12. 31〉

1. 事業施行者等の財産が求償権の行使による費用に充当され、残余が生じる余地がないと認定される場合
2. 求償権の行使を猶予することで、将来事業施行者等の債務償還能力が増加すると認定される場合

第5節 社会基盤施設投融資会社〈改定 2005. 1. 27〉

第41条(投融資会社の設立目的等)①社会基盤施設事業に資産を投資しその収益を株主に配当することを目的とする社会基盤施設投融資会社(以下“投融資会社”とする)を設立することができる。

②投融資会社は「資本市場と金融投資業に関する法律」による投資会社とみなす。〈改定 2007. 8. 3〉

③投融資会社は「資本市場と金融投資業に関する法律」第230条第1項による転売禁止型集合投資機構としなければならない。〈改定 2007. 8. 3〉

④投融資会社はこの法で特別に定める場合を除いては「資本市場と金融投資業に関する法律」の適用を受ける。〈改定 2007. 8. 3〉

⑤この法による投融資会社でない者は、投融資会社またはこれと類似した名称を使用してはならない。

[全文改定 2005. 1. 27]

第41条の2(投融資会社の資本金等)①投融資会社の資本金は登録申請當時を基準に100億ウォンを超過しない範囲内で、大統領令が定める金額以上でなければならない。

②投融資会社の最低純資産額は50億ウォンを超過しない範囲内で、大

統領令が定める金額以上とする。

[本条新設 2005. 1. 27]

第41条の3(発起設立の場合の発起人の株式引受及び納入)投融資会社の発起人が投融資会社の設立時に発行する株式の総数を引受けた場合には、遅滞なく各株式に対してその引受価額の全額を現金で納めなければならない。

[本条新設 2005. 1. 27]

第41条の4(募集設立の場合の株式引受の募集等)①投融資会社の発起人が会社の設立時に発行する株式の総数を引受けず株式の引受募集を勧誘する場合には、その相手に投資説明書を提供しなければならない。投資説明書の記載事項及び提供方法等に関しては大統領令で定める。②投融資会社の発起人は第1項の規定による投資説明書を作成した場合には、これを相手に提供する前に金融委員会に提出しなければならない。大統領令が定める重要な内容を変更した場合にも同様である。〈改定 2008. 2. 29〉

③投融資会社の発起人は大統領令が定めるところにより株式募集文書を株式引受の募集をしようとする者に提供しなければならず、株式引受の募集をしようとする者は株式募集文書2通に引受ける株式の種類、数及び住所を記載し、記名押印または署名しなければならない。

④投融資会社の発起人が会社の設立時に発行する株式の総数を引受けず株式の引受募集を勧誘する場合にも、発起人は第41条の2第1項の規定により投融資会社が充足しなければならない資本金の100分の10を超過しない範囲内で、大統領令が定める比率に相当する金額以上の株式を引受けなければならない。

[本条新設 2005. 1. 27]

第41条の5(資金の借入及び社債の発行)①投融資会社は運用資金や一時

的な投資目的資金の調達等の目的のために、投融資会社の資本金の100分の30を超過しない範囲内で、大統領令が定める比率を限度に借入または社債発行することができる。ただし、投融資会社が運用資金の調達のために借入または社債発行をする場合には、株主総会の承認を得なければならない。

②「資本市場と金融投資業に関する法律」第9条第19項による私募集合投資機構に該当する投融資会社に対しては、第1項の規定による借入または社債発行の限度を適用しない。〈改定 2007. 8. 3〉

[本条新設2005. 1. 27]

第41条の6(投融資会社の登録に関する協議等)①金融委員会は投融資会社の登録に関して事前に企画財政部長官と協議しなければならない。

〈改定 2008. 2. 29〉

②投融資会社は大統領令が定めるところにより投融資会社財産に関する毎分期の営業報告書を、企画財政部長官と金融委員会に提出しなければならない。〈改定 2008. 2. 29〉

[本条新設2005. 1. 27]

第41条の7(子株の発行条件)投融資会社はその成立後に子株を発行する場合、子株の発行価額は当該投融資会社が保有する資産の純資産額に基づき、大統領令が定める方法により定める。

[本条新設 2005. 1. 27]

第41条の8(株式の上場)①投融資会社は「資本市場と金融投資業に関する法律」第390条第1項による上場規定の上場要件を備えた場合には、その株式を証券市場に上場するための手続きを遅滞なく進行しなければならない。〈改定 2007. 8. 3〉

②企画財政部長官は投融資会社が正当な事由なく第1項による証券市場に上場するための手続きを進めない場合には、期間を定めてその履

行を命じることができる。〈改定 2007. 8. 3, 2008. 2. 29〉

[本条新設2005. 1. 27]

第41条の9(投融資会社等に対する監督・検査等)①企画財務部長官及び金融委員会は、投融資会社及び当該投融資会社の集合投資業者・信託業者及び一般事務管理会社に対して、投融資会社の業務と関連した当該会社の業務と、財産に関する資料の提出や報告を要求することができる。

〈改定 2007. 8. 3, 2008. 2. 29〉

②金融委員会は金融監督と関連し必要と認める場合には、その所属職員または「金融委員会の設置等に関する法律」第24条の規定による金融監督院の院長に対して、投融資会社及び当該投融資会社の集合投資業者・信託業者及び一般事務管理会社の業務を検査させることができる。〈改定 2007. 8. 3, 2008. 2. 29〉

[本条新設2005. 1. 27]

第42条(兼業制限)投融資会社は資産を第43条の規定により投資すること以外の業務を営むことはできない。

[全文改定2005. 1. 27]

第43条(資産運用の範囲)①投融資会社は次の業務を行うことができる。

〈改定 2008. 2. 29〉

1. 社会基盤施設事業の施行を目的とする法人が発行した株式及び債権の取得
2. 社会基盤施設事業の施行を目的とする法人に対する貸付債権の取得
3. 一つの社会基盤施設事業の施行を目的とする法人に対して、第1号または第2号の方式で投資することを目的とする法人(投融資会社を除く)の株式または持分の取得
4. その他に金融委員会が第1号から第3号の目的を達成するために必要なものとして承認した投資

②投融資会社は第1項各号の業務を営むために必要な場合には、その資産を担保に提供したり、保証することができる。

③投融資会社は余裕資金を次の方法で運用することができる。

1. 金融機関への預け入れ
2. 国・公共の買い入れ

[全文改定 2005. 1. 27]

第44条(他の法律との関係)①「資本市場と金融投資業に関する法律」第81条、第83条、第86条、第183条、第186条第2項(同法第87条を準用する場合に限る)、第194条第5項、第196条第5項後段、第230条第2項から第4項まで及び第238条第7項は、投融資会社に対してはこれを適用しないこととする。〈改定 2007. 8. 3〉

②投融資会社が独占規定及び公正取引に関する法律第2条第1号の2の規定による持ち株会社に該当する場合には、同法第8条の2第1項第2号の規定を適用しないこととする。

[全文改定 2005. 1. 27]

第3章 監督

第45条(監督命令)①主務官庁は事業施行者の自由な経営活動を阻害しない範囲内で、大統領令が定める場合に限り事業施行者の民間投資事業と関連した業務を監督し、監督に必要な命令をすることができる。

②企画財政部長官は基金の業務に関して管理機関を監督し、監督に必要な命令をすることができる。〈改定 1999. 5. 24, 2008. 2. 29〉

第46条(法令違反等に対する処分)主務官庁は次の各号のいずれか一つに該当する場合には、その違反行為を行った者に、この法による命令や処分の取消または変更、社会基盤施設工事の中止・変更、施設物または

物品の改築・変更・移轉・除去または原状回復を命じたり、その他必要な処分をすることができる。〈改定2005. 1. 27, 2008. 12. 31〉

1. 虚偽その他不正な方法でこの法による指定・承認・確認等を受けた場合
2. この法またはこの法による命令や処分に違反した場合
3. 事業施行者が実施計画で定めた事業期間内に、正当な事由なく工事を着手しなかったり、工事着手後に事業施行を遅延または忌避し、事業の継続施行が不可能であると認められた場合
4. 第14条第3項の規定により設立された法人が、第14条第4項の規定を違反した場合

第46条の2(正当でない業者の民間投資事業への参加資格制限) 主務官庁は競争の公正な執行または実施協約の適正な履行が阻害されることが憂慮されたり、その他、民間投資事業に参加させることが不適格だと認められる者に対しては、2年以内の範囲で、大統領令で定めるところにより民間投資事業参加資格を制限しなければならない。これをすみやかに他の主務官庁に通報しなければならない。この場合、通報を受けた主務官庁は大統領令で定めるところにより、該当者の民間投資事業参加資格を制限しなければならない。

[本条新設 2008. 12. 31]

第47条(公益のための処分)①主務官庁は次の各号の1に該当する場合には、この法による指定・承認・確認等を受けた者に対し第46条の規定による処分をすることができる。この場合、審議委員会の審議を経て指定された事業に対しては審議委員会の審議を経なければならない。

〈改定 2005. 1. 27〉

1. 社会基盤施設の状況変更やその効率的な運営等、公共の利益のために必要な場合

2. 社会基盤施設工事を円滑に推進するために必要な場合
3. 戦争・天変地異その他これに準ずる事態が発生した場合

②第1項の規定による処分により損失を被った事業施行者がある場合には、主務官庁は当該損失に対して正当な補償をしなければならない。この場合、損失補償に関しては主務官庁と事業施行者が協議しなければならないが、協議が成立しない場合や協議できない場合には、大統領令が定めるところにより管轄土地収用委員会に裁決を申請することができる。

第48条(聴聞) 主務官庁は次の各号の1に該当する処分を行おうとする場合には聴聞を実施しなければならない。

1. 第46条の規定による処分
2. 第47条第1項の規定による処分

第49条(事業施行者の指定取消による措置) 主務官庁は第46条及び第47条の規定により事業施行者の指定を取消す場合には、当該民間投資事業を直接施行したり、第13条の規定により新しい事業施行者を指定し、継続施行させることができる。

第50条(対象事業の指定取消) ①主務官庁は第8条の2第2項の規定により対象事業に指定された事業が次の各号の1に該当する場合、審議委員会の審議を経て当該事業に対する対象事業の指定を取消することができる。〈改定 2002. 12. 11〉

1. 第10条第1項の規定により定められた期間内に施設事業基本計画が告示されない場合
2. 第10条第4項の規定による施設事業基本計画の再告示後、第13条の規定による事業計画の提出がない場合

②主務官庁は第8条の2第2項の規定により指定されていない対象事業が第1項各号の1に該当する場合、当該事業に対する対象事業の指定を取消することができる。〈改定 2002. 12. 11〉

③主務官庁は第1項及び第2項の規定により対象事業の指定が取消された場合には、その事実を遅滞なく官報に告示しなければならない。

第51条(報告・検査)①主務官庁は監督に必要だと認める場合には、事業施行者に社会基盤施設の管理・運営に必要な報告をさせたり、所属公務員に現場出入または書類検査をさせる等、必要な措置をとることができる。〈改定 2005. 1. 27〉

②第1項の規定により出入または検査を行う公務員は、その権限を示す証票を持ちこれに関係者に提示しなければならない。

第51条の2(民間投資事業推進実績等の提出及び評価)①主務官庁は第4条による民間投資事業の推進方式別に、その運営現況及び推進実績等に関する報告書を毎年企画財政部長官に提出しなければならない。

②企画財政部長官は第1項により提出受けた報告書を公開しなければならない。

③企画財政部長官は民間投資事業に対する総合評価を実施し、審議委員会の審議・議決を経て確定した後に、その評価結果を民間投資事業の主要政策樹立等に反映させなければならない。

④第1項から第3項までによる報告書の提出、公開及び総合評価等に関して必要な事項は大統領令で定める。

[本条新設 2008. 12. 31]

第4章 補則

第52条(公共部門の出資)①公共部門が第4条第4号の規定による方式で推進される社会基盤施設事業を施行する民官合同法人(設立予定である民官合同法人を含む。以下、同じ)に出資する場合、公共部門の総出資比率は大統領令で定める場合を除いては50%未満とする。〈改定

2005. 1. 27>

②公共部門は第1項の民官合同法人に出資する場合、商法第369条第1項の規定にかかわらず大統領令が定める場合を除いては議決権を行使できない。

③国家または地方自治体は民官合同法人に出資するにあたり現物出資が必要だと認められた場合、「国有財産法」及び地方財政法の規定にかかわらず次の各号の財産を現物で出資することができる。〈改定

2009. 1. 30>

1. 「国有財産法」第6条第3項による一般財産及び地方財政法第72条第2項の規定による雑種財産

2. 第1号の一般財産または雑種財産に附属した動産で、物品管理法第2条第1項及び地方財政法第90条に規定されたもの

3. 管理運営権

4. その他大統領令が定める財産

④第3項の規定により民官合同法人に出資する管理運営権の出資価格は、国家または地方自治体が当該社会基盤施設の新設・増設・改良または運営に投資した金額及び収益性等を勘案し算定する。〈改定

2005. 1. 27>

第53条(財政支援) 国家または地方自治体は帰属施設事業の円滑な施行のために必要な場合には、大統領令が定める場合に限り事業施行者に補助金を交付したり長期貸付をすることができる。

第54条(借款導入) 事業施行者は外国為替取引法（外国換取引法）及び外国人投資促進法が定めるところにより、借款を導入することができる。

第55条(配当の特例) 民官合同法人に出資した公共部門は当該民官合同法人の利益を配当するにあたり、中小企業または少額株主の保護等が必要であると認める場合には、公共部門に支給する配当金の全部または

一部を、商法第464条の規定にかかわらず民間部門株主に追加して配当させることができる。

第56条(負担金等の減免)①民間投資事業の施行のために当該事業予定地域内にある農地または山地の転用が必要な場合には、事業施行者に農地法または山地管理法が定めるところにより、農地保全負担金または代替山林資源造成費を減免することができる。〈改定

2002. 12. 11, 2002. 12. 30, 2005. 7. 21〉

②事業施行者が民間投資事業を施行する場合には「開発利益環収に関する法律」または首都圏整備計画法が定めるところによる、開発負担金または過密負担金を減免することができる。〈改定 2008. 3. 28〉

第57条(租税減免)国家または地方自治体は、民間投資を促進するために租税特例制限法または「地方税特例制限法」が定めるところにより租税を減免することができる。〈改定 2010. 3. 31〉

第58条(社会基盤施設債権の発行〈改定 2005. 1. 27〉)①事業施行者または大統領令が定める金融機関は、大統領令が定めるところにより民間投資事業の推進に必要な財源の調達、または、民間投資事業による債務の償還のために債券(以下“社会基盤施設債権”とする)を発行することができる。〈改定 2002. 12. 11, 2005. 1. 27〉

②第1項の規定による社会基盤施設債権により調達された財源は、これを民間投資事業のための用途以外で使用してはならない。〈改定 2008. 12. 31〉

第59条(買受請求権の認定)帰属施設の事業施行者は天変地異等、大統領令が定める不可避な事由により社会基盤施設の建設または管理運営が不可能な場合には、大統領令が定めるところにより国家または地方自治体に対して当該事業(附帯事業を含む)を買受するよう要請することができる。〈改定 2005. 1. 27〉

第60条(帰属施設の設計等の審議及び責任監理)①帰属施設の設計妥当性・安全性及びその工事施行の適正性に関しては、建設技術管理法第5条の規定による建設技術審議委員会または同法第5条の2の規定による設計諮問委員会の審議を受けなければならない。

②帰属施設事業の責任監理は、建設技術管理法第27条の規定により施行する。

[全文改定 2002. 12. 11]

第61条(権限の委任)主務官庁はこの法による権限の一部を、所属行政機関の長や地方自治体の長、または、その管轄区域内にある地方自治体の長に委任することができる。

第5章 罰則

第62条(罰則) 次の各号の1に該当する者は、3年以下の懲役または3千万ウォン以下の罰金に処する。

1. 虚偽その他不当な方法で、第13条の規定による事業施行者指定を受けた者
2. 虚偽その他不当な方法で、第15条第1項の規定による実施計画(第21条第2項の規定により附帯事業に関する事項が含まれる場合を含む。以下この条で同じ)の承認または変更承認を得た者
3. 第15条第1項の規定による実施計画の承認または変更承認を得ず、民間投資事業を施行する者
4. 第43条の規定に違反し資産を運用する者

第63条(罰則) 次の各号の1に該当する者は1年以下の懲役または1千万ウォン以下の罰金に処する。〈改定 2005. 1. 27〉

1. 第22条第2項の規定による竣工確認済証の交付を受けず、土地または

社会基盤施設を使用した者

1の2. 第41条第5項の規定を違反し、投融資会社またはこれと類似した名称を使用した者

1の3. 第41条の4第1項の規定による投資説明書を提供しなかったり、投資説明書を虚偽で作成し提供した者

1の4. 第41条の5の規定による目的、または、限度を違反し資金を借入したり社債を発行した者

2. 第46条の規定による法令違反等に対する処分に違反した者

3. 第47条第1項の規定による公益のための処分に違反した者

第64条(両罰規定) 法人の代表者や法人または個人の代理人、使用人、その他の従業員が、その法人または個人の業務に関して第62条または第63条の違反行為を行った場合、その行為者を罰する以外にの法人または個人にも該当条文の罰金刑を科する。ただし、法人または個人の違反行為を防止するために、該当業務に関して相当する注意と監督を怠らなかつた場合にはその限りではない。

[全文改定 2009. 12. 29]

第65条(過怠料)①次の各号の1に該当する者は1千万ウォン以下の過怠料に処する。〈改定 2005. 1. 27〉

1. 正当な理由なく第18条の規定による事業施行者の土地出入・一時使用、障害物の変更や除去を拒否したり妨害した者

1の2. 第41条の8第2項の規定による株式上場命令を履行しなかった者

2. 第45条の規定による監督命令を違反した者

3. 第51条第1項の規定による報告を行わなかったり、虚偽を行った者

4. 第51条第1項の規定による検査等を拒否・妨害、または忌避した者

②第1項による過怠料は大統領令で定めるところにより主務官庁、企画財政部長官または地方自治体の長が賦課・徴収する。〈改定

2008. 12. 31>

③削除<2008. 12. 31>

④削除<2008. 12. 31>

⑤削除<2008. 12. 31>

附則<第5624号, 1998. 12. 31>

第1条(施行日)この法は公布後3ヶ月が経過した日から施行する。ただし、第2章第4節第30条から第40条の規定及び附則第3条の規定は1999年1月1日から施行する。

第2条(民資誘致事業に対する経過措置)①この法の施行前に社会間接資本施設に対する民間資本誘致促進法(以下“民資誘致促進法”とする)第5条の規定による民資誘致対象事業で、この法の施行前まで民資誘致施設事業基本計画が告示されない事業は、この法による対象事業から除外される。ただし、主務官庁が対象事業としての指定が必要だと要請した事業は、審議委員会の審議を経てこの法による対象事業に指定されることができる。

②この法の施行前に民資誘致施設事業基本計画の告示後、この法の施行前まで民資誘致促進法の規定による事業計画が提出されない事業の場合には、この法により施設事業基本計画を変更告示することができる。

③この法の施行前に民資誘致施設事業基本計画により、この法の施行前まで民資誘致促進法の規定による事業計画が既に提出された事業は、第13条の規定による事業計画が提出されたこととみなす。この場合、この法を適用し民資誘致促進法の規定による事業計画を変更した後、実施協約を締結することができる。

④この法の施行前に民資誘致促進法の規定により既に事業施行者が指定された事業に対しては従前の規定により締結された実施協約の内容をこの法により変更することができる。

⑤第2項から第4項の規定を適用するにあたり、誘致促進法の規定により委員会の審議を経て施設事業基本計画が告示された事業は、第5条の審議委員会の審議を別途受けなければならない。

第3条(産業基盤信用保証基金管理機関の一元化による経過措置)①この

法の施行前に民資誘致促進法の規定による産業基盤信用保証基金と関連し、韓国産業銀行及び技術信用保証基金が保有する資産・債権・債務は、これを信用保証基金が管理する産業基盤信用保証基金に移管する。

②この法の施行前に民資誘致促進法の規定による産業基盤信用保証基金と関連し、韓国産業銀行及び技術信用保証基金が行ったり、それらに対して行われた行為は、この法により信用保証基金が行ったり、それらに対して行われた行為とみなす。

③この法の施行前に民資誘致促進法の規定による産業基盤信用保証基金と関連した韓国産業銀行及び技術信用保証基金の権利・義務は、信用保証基金が包括承継する。

④韓国産業銀行及び技術信用保証基金は、産業基盤信用保証基金と関連した資産目録、帳簿、資料等を作成し企画予算委員会委員長の承認を得て信用保証基金に移管しなければならない。

第4条(従前の処分に関する経過措置)附則第2条及び第3条で規定した事項以外の民資誘致促進法の規定により成立した指定・承認・確認等の処分は、この法により成立したものとみなす。

第5条(他の法令との関係)この法の施行当時、他の法令で民資誘致促進法またはその規定を引用している場合、この法にそれに対する規定がある場合にはこの法またはこの法の該当規定を引用したものとみなす。

附則(観光振興法)〈第5654号, 1999. 1. 21〉

第1条(施行日)この法は公布後2ヶ月が経過した日から施行する。

第2条から第9条省略

第10条(他の法律の改正)①から⑥省略

⑦社会間接資本施設に対する民間資本誘致促進法中、次のように改正する。

第2条第1号ナの“第2条第3号及び第4号”を“第2条第6号及び第7号”とし、第21条第3項第6号中“第4条”を“第14条”に、“第23条”を“第50条”に、“第24条”を“第52条”に、“第26条”を“第55条”とする。

⑧省略

第11条省略

附則(農業・農村基本法)〈第5758号, 1999. 2. 5〉

第1条(施行日)この法は2000年1月1日から施行する。

第2条から第9条省略

第10条(他の法律の改正)①から⑪省略

⑫社会間接資本施設に対する民間資本誘致促進法中、次のように改正する。

第49条第1項の“農漁村発展特別措置法”を“農業・農村基本法”とする。

⑬から⑲省略

第11条省略

附則(情報通信網利用促進等に関する法律)〈第5835号, 1999. 2. 8〉

第1条(施行日)この法は1999年7月1日から施行する。〈但書省略〉

第2条から第3条省略

第4条(他の法律の改正等)①省略

②社会間接資本施設に対する民間資本誘致促進法中、次のように改正する。

第2条第3号エを次のようにする。

エ. 情報通信網利用促進等に関する法律第2条第1号の規定による
情報通信網

第2条第11号ナを次のようにする。

ナ. 情報通信網利用促進等に関する法律

③から⑥省略

附則(交通体系効率化法)〈第5891号, 1999. 2. 8〉

①(施行日)この法は公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

②(他の法律の改正)社会間接資本施設に対する民間投資法中、次のように改正する。

第2条第1号にミを次のように新設する。

ミ. 交通体系効率化法第2条第7号の規定による知能型交通体系

第2条第13号にヨを次のように新設する。

ヨ. 交通体系効率化法

附則(政府組織法)〈第5982号, 1999. 5. 24〉

第1条(施行日)この法は公布した日から施行する。〈但書省略〉

第3条(他の法律の改正)①から⑤省略

⑥社会間接資本施設に対する民間投資法中、次のように改正する。

第5条本文中“企画予算委員会に”を“企画予算処長官所属下に”とし、同条第6号中“企画予算委員会委員長”を“企画予算処長官”とする。

第6条第1項中“企画予算委員会委員長”を各々“企画予算処長官”とし、同条第2項中“企画予算委員会の委員長”を“企画予算処長官”とする。

第33条第3項・第4項, 第45条第2項及び第65条第2項中“企画予算委員会委員長”を各々“企画予算処長官”とする。

⑦から⑦⑧省略

第4条から第6条省略

附則(ダム建設及び周辺地域支援等に関する法律)〈第6021号, 1999. 9. 7〉

第1条(施行日)この法は公布後6日が経過した日から施行する。

第2条から第11条省略

第12条(他の法律の改正)①及び②省略

③社会間接資本施設に対する民間投資法中、次のように改正する。

第2条第1号カの“特定多目的ダム法”を“ダム建設及び周辺地域支援等に関する法律”とし、同条第13号ケを次のようにする。

ケ. ダム建設及び周辺地域支援等に関する法律

④から⑦省略

第13条省略

附則(情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律)

〈第6360号, 2001. 1. 16〉

第1条(施行日) この法は2001年7月1日から施行する。

第2条から第4条省略

第5条(他の法律の改定)

⑤社会間接資本施設に対する民間投資法中、次のように改定する。

第2条第1号タを次のようにする。

タ. 情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律第2条第1項

第1号の規定による情報通信網

第2条第13号ナを次のようにする。

ナ. 情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律

第6条省略

附則(公益事業のための土地等の取得及び補償に関する法律)

〈第6656号, 2002. 2. 4〉

第1条(施行日) この法は2003年1月1日から施行する。

第2条から第10条省略

第11条(他の法律の改定) ①から⑳省略

㉔社会間接資本施設に対する民間投資法中、次のように改定する。

第20条第1項中“土地収用法第2条”を“公益事業のための土地等の取得及び補償に関する法律第3条”とする。

第20条第2項中“土地収用法第14条及び第16条”を“公益事業のための土地等の取得及び補償に関する法律第20条第1項及び第22条”に、“同法第17条及び第25条第2項”を“同法第23条第1項及び第28条第1項”とする。

第20条第4項中“土地収用法”を“公益事業のための土地等の取得及び補償に関する法律”とする。

㉔から㉔省略

第12条省略

附則<第6776号, 2002. 12. 11>

- ①(施行日)この法は公布後3ヶ月が経過した日から施行する。ただし、第18条及び第21条の改定規定は2003年1月1日から、第23条の改定規定は公布した日から各々施行する。
- ②(基本設計図書等の資料閲覧に関する適用例)第10条第5項の改定規定はこの法の施行後定める対象事業から適用する。
- ③(国・公有財産の無償使用・収益に関する適用例)第19条第3項及び第4項の改定規定は、この法の施行後竣工確認される帰属施設事業からこれを適用する。

附則(山地管理法)<第6841号, 2002. 12. 30>

第1条(施行日)この法は公布後9ヶ月が経過した日から施行する。

第2条から第10条省略

第11条(他の法律の改定)①から③①省略

③② 社会間接資本施設に対する民間投資法中、次のように改定する。

第56条第1項中“山林”を“山地”に、“山林法”を“山地管理法”に、“代替造林費”を“代替山林資源造成費”とする。

③③から⑦④省略

第12条省略

附則(都市及び住居環境整備法)<第6852号, 2002. 12. 30>

第1条(施行日)この法は公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

第2条から第17条省略

第18条(他の法律の改定)①から⑧省略

⑨社会間接資本施設に対する民間投資法中、次のように改定する。

第21条第1項第4号を次のようにする。

4. 都市及び住居環境整備法による都市環境整備事業

第21条第3項第4号を次のようにする。

4. 都市及び住居環境整備法第9条第1項の規定による指定開発者指定
及び第28条の規定による事業施行認可

⑩から⑭省略

附則(住宅法)〈第6916号, 2003. 5. 29〉

第1条(施行日)この法は公布後6ヶ月が経過した日から施行する。〈但書省略〉

第2条から第11条省略

第12条(他の法律の改定)①から⑱省略

⑳社会間接資本施設に対する民間投資法中、次のように改定する。

第21条第1項第1号中“住宅建設促進法”を“住宅法”とし、同条第3項第1号を次のようにする。

1. 住宅法第9条の規定による登録、同法第16条第1項の規定による承認
及び同法第17条の規定により、許認可等を受けたとみなされる許認可等

㉑から㉗省略

第13条省略

附則(鉄道産業発展基本法)〈第6955号, 2003. 7. 29〉

第1条(施行日)この法は公布後3ヶ月が経過した日から施行する。

第2条から第5条省略

第6条(他の法律の改定等)①省略

②社会間接資本施設に対する民間投資法中、次のように改定する。

第2条第1号にヤを次のように新設する。

ヤ. 鉄道産業発展基本法第3条第2号の規定による鉄道施設

③及び④省略

附則(電源開発に関する特例法)〈第7016号, 2003. 12. 30〉

第1条(施行日)この法は公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

〈但書省略〉

第2条省略

第3条(他の法律の改定)①から③省略

④社会間接資本施設に対する民間投資法中、次のように改定する。

第2条第1号ス及び同条第13号ツの“電源開発に関する特例法”を“電源開発促進法”とする。

⑤及び⑥省略

第4条省略

附則(鉄道事業法)〈第7303号, 2004. 12. 31〉

第1条(施行日)この法は公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

第2条から第5条省略

第6条(他の法律の改定)①から③省略

④社会間接資本施設に対する民間投資法中、次のように改定する。

第2条第1号イの“鉄道法第2条第1項”を“鉄道事業法第2条第1号”とする。

第2条第13号ウの“鉄道法”を“鉄道事業法”とする。

⑤から⑧省略

第7条省略

附則(鉄道建設法)〈第7304号, 2004. 12. 31〉

第1条(施行日)この法は公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

第2条から第9条省略

第10条(他の法律の改定等)①及び②省略

③社会間接資本施設に対する民間投資法中、次のように改定する。

第2条第13号エを次のようにし、同号モを削除する。

エ. 鉄道建設法

附則〈第7386号, 2005. 1. 27〉

第1条(施行日)この法は公布した日から施行する。ただし、附則第5条第8項の改定規定は2005年4月1日から施行する。

第2条(民間投資事業の総限度額等国会提出に関する適用例)政府はこの法の施行初年度には、第7条の2の規定による民間投資事業の総限度額と対象施設別限度額を、当該年度6月末まで国会に提出しなければならない。

第3条(民間投資支援センターに関する経過措置)①この法の施行当時、従前の規定による民間投資支援センターは第23条の改定規定による公共投資管理センターとみなす。

②この法の施行当時、民間投資支援センターの職員は公共投資管理センターの職員とみなす。

第4条(社会間接資本投融資会社及び資産運用会社に関する経過措置)①

この法の施行当時、従前の規定により設立された社会間接資本投融資会社に関しては従前の規定と従前の証券証券投資会社法の規定を適用する。

②この法の施行当時、従前の社会間接資本投融資会社はその定款を第41条の改定規定による社会基盤施設投融資会社の定款に変更することができる。この場合、当該社会間接資本投融資会社は改定規定による社会基盤施設投融資会社とみなす。

③この法の施行当時、従前の社会間接資本投融資会社から資産運用業務を委託され資産運用業務を営業する法人は、当該社会間接資本投融資会社が第2項の規定により、改定規定による社会基盤施設投融資会社に変更された時から3ヶ月以内に、間接投資資産運用業法による資産運用会社の許可を受けなければならない。

第5条(他の法律の改定)①間接投資資産運用業法中、次のように改定する。

第5条第1項第1号を次のようにする。

1. 資本金が100億ウォン(社会基盤施設に対する民間投資法による社会基盤施設投融資会社からのみ資産運用の委託を受けた資産運用会社の場合には30億ウォン)以上であること

②高速鉄道建設促進法中、次のように改定する。

第4条第1項但書及び第15条第3項中“社会間接資本施設に対する民間資本誘致促進法”を各々“社会基盤施設に対する民間投資法”とする。

③公共鉄道建設促進法中、次のように改定する。

第2条の3第1項但書中“社会間接資本施設に対する民間投資法”を“社会基盤施設に対する民間投資法”とする。

④交通体系効率化法中、次のように改定する。

第2条第2号の2, 第6条第3項及び第14条第1項第3号中“社会間接資本施設に対する民間投資法”を各々“社会基盤施設に対する民間投資法”とする。

⑤大都市圏広域交通管理に関する特別法中、次のように改定する。

第10条第6項中“社会間接資本施設に対する民間投資法”を“社会基盤施設に対する民間投資法”とする。

第11条の2第1項第4号中“社会間接資本施設に対する民間投資法”を“社会基盤施設に対する民間投資法”とする。

⑥道路法中、次のように改定する。

第65条第1項但書中“社会間接資本施設に対する民間投資法”を“社会基盤施設に対する民間投資法”とする。

⑦独占規制及び公正取引に関する法律中次のように改定する。

第10条第6項第1号本文中“社会間接資本施設に対する民間投資法第4条(民間投資事業の推進方式)第1号または第2号”を“社会基盤施設に対する民間投資法第4条(民間投資事業の推進方式)第1号から第3号”とする。

⑧法律第7315号独占規制及び公正取引に関する法律中、次のように改定する。

第10条第6項第1号本文中“社会間接資本施設に対する民間投資法第4条(民間投資事業の推進方式)第1号から第3号”を“社会基盤施設に対する民間投資法第4条(民間投資事業の推進方式)第1号から第4号”とする。

⑨首都圏新空港建設促進法中、次のように改定する。

第6条第1項但書及び第12条の3第3項中“社会間接資本施設に対する民間資本誘致促進法”を各々“社会基盤施設に対する民間投資法”とする。

⑩新港湾建設促進法中、次のように改定する。

第14条第2項中“社会間接資本施設に対する民間資本誘致促進法”を“社

社会基盤施設に対する民間投資法”とする。

⑪有料道路法中、次のように改定する。

第2条第2号中“社会間接資本施設に対する民間投資法”を“社会基盤施設に対する民間投資法”とする。

⑫地方税法中、次のように改定する。

第106条第2項及び第126条第2項中“社会間接資本施設に対する民間投資法第4条第2号”を、各々“社会基盤施設に対する民間投資法第4条第3号”とする。

⑬廃棄物処理施設設置促進及び周辺地域支援等に関する法律中、次のように改定する。

第27条中“社会間接資本施設に対する民間資本誘致促進法”を“社会基盤施設に対する民間投資法”とする。

⑭環境改善費用負担法中、次のように改定する。

第14条第2項第3号中“社会間接資本施設に対する民間資本誘致促進法”を“社会基盤施設に対する民間投資法”とする。

第6条(他の法令との関係) この法の施行当時他の法令で社会間接資本施設に対する民間投資法及びその規定を引用した場合、この法中これに該当する規定があった場合には従前の規定に代えて、この法またはこの法の該当規定を引用したとみなす。

附則(水質環境保全法)〈第7459号, 2005. 3. 31〉

第1条(施行日) この法は公布後1年が経過した日から施行する。

第2条から第4条省略

第5条(他の法律の改定) ①から⑭省略

⑮社会基盤施設に対する民間投資法一部を次のように改定する。

第2条第1号ネの“水質環境保全法第25条第1項”を“「水質環境保全法」第48条第1項”とする。

⑯から⑳省略

第6条省略

附則(都市公園及び緑地等に関する法律)〈第7476号, 2005. 3. 31〉

第1条(施行日)この法は公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

第2条から第8条省略

第9条(他の法律の改定)①から⑥省略

⑦社会基盤施設に対する民間投資法一部を次のように改定する。

第2条第13号ヒを次のようにする。

ヒ.「都市公園及び緑地等に関する法律」

⑧から⑭省略

第10条省略

附則(漁村・漁港法)〈第7571号, 2005. 5. 31〉

第1条(施行日)この法は公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

第2条から第7条省略

第7条(他の法律の改定)①及び②省略

③社会基盤施設に対する民間投資法一部を次のように改定する。

第2条第1号コの“漁港法第2条第3号”を“「漁村・漁港法」第2条第5号”とし、同条第13号スの“漁港法を”「漁村・漁港法」”とする。

④から⑪省略

第8条省略

附則(農地法)〈第7604号, 2005. 7. 21〉

第1条(施行日) この法は公布後6ヶ月が経過した日から施行する。〈但書省略〉

第2条から第5条省略

第6条(他の法律の改定) ①から⑧省略

⑨社会基盤施設に対する民間投資法一部を次のように改定する。

第56条第1項中“農地造成費”を“農地保全負担金”とする。

⑩から⑲省略

第7条省略

附則(山林文化・休養に関する法律)〈第7676号, 2005. 8. 4〉

第1条(施行日) この法は公布後1年が経過した日から施行する。

第2条から第4条省略

第5条(他の法律の改定) ①及び②省略

③社会基盤施設に対する民間投資法一部を次のように改定する。

第2条第1号ア’の“山林法第31条”を“「山林文化・休養に関する法律」第13条”とする。

第6条省略

附則(家畜糞尿の管理及び利用に関する法律)

〈第8010号, 2006. 9. 27〉

第1条(施行日) この法は公布後1年が経過した日から施行する。

第2条から第7条省略

第8条(他の法律の改定)①から④省略

⑤社会基盤施設に対する民間投資法一部を次のように改定する。

第2条第1号ノを次のようにする。

ノ.「家畜糞尿の管理及び利用に関する法律」第2条第9号の規定による公共処理施設

第2条第13号へを次のようにする。

へ.「家畜糞尿の管理及び利用に関する法律」

⑥から⑩省略

第9条省略

附則(下水道法)〈第8014号, 2006. 9. 27〉

第1条(施行日)この法は公布後1年が経過した日から施行する。

第2条から第9条省略

第10条(他の法律の改定)①から⑳省略

㉓社会基盤施設に対する民間投資法一部を次のように改定する。

第2条第1号キの“同条第14号”を“「下水道法」第2条第11号”とし、同号クを次のようにする。

ク.「下水道法」第2条第3号の規定による下水道、同法第2条第9号の規定による公共下水処理施設及び同法第2条第10号の規定による糞尿処理施設

㉔から㉗省略

第11条省略

附則(河川法)〈第8338号, 2007. 4. 6〉

第1条(施行日)この法は公布後1年が経過した日から施行する。

第2条から第15条省略

第16条(他の法律の改定)①から⑫省略

⑬社会基盤施設に対する民間投資法一部を次のように改定する。

第2条第1号ケを次のようにする。

ケ.「河川法」第2条第3号による河川施設

⑭から⑳省略

第17条省略

附則(観光振興法)〈第8343号, 2007. 4. 11〉

第1条(施行日)この法は公布した日から施行する。〈但書省略〉

第2条から第10条省略

第11条(他の法律の改定)①から⑧省略

⑨社会基盤施設に対する民間投資法一部を次のように改定する。

第2条第1号ナ及び第13号ノの“観光振興法”を各々“「観光振興法」”とする。

第21条第1項第6号中“観光振興法”を“「観光振興法」”とし、同条第3項第6号中“観光振興法第14条”を“「観光振興法」第15条”に、“第50条”を“第52条”に、“第55条”を“第58条”とする。

⑩から⑳省略

第12条省略

附則(文化芸術振興法)〈第8345号, 2007. 4. 11〉

第1条(施行日)この法は公布した日から施行する。〈但書省略〉

第2条から第8条省略

第9条(他の法律の改定)①及び②省略

③社会基盤施設に対する民間投資法一部を次のように改定する。

第2条第1号ワの“文化芸術振興法第2条第3号”を“「文化芸術振興法」第2条第1項第3号”とする。

④から⑥省略

第10条省略

附則(博物館及び美術館振興法)〈第8347号, 2007. 4. 11〉

第1条(施行日)この法は公布した日から施行する。〈但書省略〉

第2条及び第3条省略

第4条(他の法律の改定)①社会基盤施設に対する民間投資法の一部を次のように改定する。

第2条第1号ホを次のようにする。

ホ. 「博物館及び美術館振興法」第2条第1号と第2号による博物館と美術館

第2条第13号メを次のようにする。

メ. 「博物館及び美術館振興法」

②及び③省略

第5条省略

附則(廃棄物管理法)〈第8371号, 2007. 4. 11〉

第1条(施行日)この法は公布した日から施行する。〈但書省略〉

第2条から第8条省略

第9条(他の法律の改定)①から⑬省略

⑭社会基盤施設に対する民間投資法一部を次のように改定する。

第2条第1号サの“廃棄物管理法第2条第7号”を“「廃棄物管理法」第2条第8号”とする。

⑮から⑯省略

第10条省略

附則(水質環境保全法)〈第8466号, 2007. 5. 17〉

第1条(施行日)この法は公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

第2条及び第3条省略

第4条(他の法律の改定)①から⑰省略

⑱社会基盤施設に対する民間投資法一部を次のように改定する。

第2条第1号ネの“「水質環境保全法」”を“「水質及び水生生態系保全に関する法律」”とし、同条第13号フの“水質環境保全法”を“「水質及び水生生態系保全に関する法律」”とする。

⑲から⑳省略

第5条省略

附則(流通団地開発促進法)〈第8616号, 2007. 8. 3〉

第1条(施行日)この法は公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

第2条から第10条省略

第11条(他の法律の改定)①から④省略

⑤社会基盤施設に対する民間投資法一部を次のように改定する。

第2条第1号チを次のようにし、同号ツを削除する。

チ. 「物流施設の開発及び運営に関する法律」第2条第2号及び第6号による物流ターミナル及び物流団地

第2条第13号ニを次のようにし、同号ヌを削除する。

ニ. 「物流施設の開発及び運営に関する法律」第21条第1項第7号を次のようにする。

7. 「物流施設の開発及び運営に関する法律」による物流ターミナル事業

第21条第3項第7号を次のようにする。

7. 「物流施設の開発及び運営に関する法律」第7条による登録、同法第9条による工事施行の認可及び同法第21条により、許認可等を受けたとみなされる許認可等

⑥から⑩省略

第12条省略

附則(資本市場と金融投資業に関する法律)〈第8635号, 2007. 8. 3〉

第1条(施行日) この法は公布後1年6ヶ月が経過した日から施行する。〈但書省略〉

第2条から第41条省略

第42条(他の法律の改定) ①から⑤⑥省略

⑤⑦ 社会基盤施設に対する民間投資法一部を次のように改定する。

第2条第16条カを次のようにし、同号クを削除する。

カ. 「資本市場と金融投資業に関する法律」による信託業者及び総合金融会社

第41条第2項中 “間接投資資産運用業法による” を “「資本市場と金融

投資業に関する法律」による”とし、同条第3項中“間接投資資産運用業法第45条第1項の規定による転売禁止投資会社”を“「資本市場と金融投資業に関する法律」第230条第1項による転売禁止型集合投資機構”とし、同条第4項中“間接投資資産運用業法”を“「資本市場と金融投資業に関する法律」”とする。

第41条の5第2項中“間接投資資産運用業法第175条第1項の規定による間接投資機構”を“「資本市場と金融投資業に関する法律」第9条第19項による私募集合投資機構”とする。

第41条の8第1項を次のようにし、同条第2項中“第1項の規定による有価証券市場またはコスダック市場”を“第1項による証券市場”とする。

①投融資会社は「資本市場と金融投資業に関する法律」第390条第1項による上場規定の上場要件を備えた場合には、その株式を証券市場に上場するための手続きを遅滞なく進行しなければならない。

第41条の9第1項及び第2項中“資産運用会社・資産保管会社”を各々“集合投資業社・信託業者”とする。

第44条第1項中、“間接投資資産運用業法第37条第5項、第41条第2項第2号、第45条第2項から第4項、第46条、第53条第2項、第87条、第88条、第89条第2項から第4項、第94条、第96条第2項及び第177条の規定”を、“「資本市場と金融投資業に関する法律」第81条、第83条、第86条、第183条、第186条第2項(同法第87条を準用する場合に限る)、第194条第5項、第196条第5項後段、第230条第2項から第4項まで及び第238条第7項”とする。

⑤⑧から⑥⑦省略

第43条及び第44条省略

附則(政府組織法)〈第8852号, 2008. 2. 29〉

第1条(施行日)この法は公布した日から施行する。ただし、第31条第1項の改定規定中“食品産業振興”に関する部分は2008年6月28日から施行し、附則第6条に従い改定される法律中、この法の施行前に公布されたが、施行日が到来していない法律を改定した部分は、各々該当法律の施行日から施行する。

第2条から第5条まで省略

第6条(他の法律の改定)①から⑥まで省略

⑦ 社会基盤施設に対する民間投資法一部を次のように改定する。

第5条各号以外の部分・第6号、第6条第1項・第2項、第33条第3項前段・第4項、第45条第2項及び第65条第2項中“企画予算処長官”を各々“企画財政部長官”とする。

第41条の4第2項、第41条の6第1項・第2項、第41条の9第1項・第2項及び第43条第1項第4号中“金融監督委員会”を各々“金融委員会”とする。
第41条の6第1項・第2項、第41条の8第2項及び第41条の9第1項中“企画予算署長官”を各々“企画財政部長官”とする。

⑧から⑩まで省略

第7条省略

附則(金融監督機構の設置等に関する法律)〈第8863号, 2008. 2. 29〉

第1条(施行日)この法は公布した日から施行する。

第2条から第4条まで省略

第5条(他の法律の改定)①から④まで省略

⑤ 社会基盤施設に対する民間投資法一部を次のように改定する。

第41条の4第2項、第41条の6第1項・第2項、第41条の9第1項・第2項及び第43条第1項第4号中“金融監督委員会”を各々“金融委員会”とする。第41条の9第2項中“金融監督機構の設置等に関する法律”を“「金融委員会の設置等に関する法律」”とする。

④8から④5まで省略

附則(道路法)〈第8976号, 2008. 3. 21〉

第1条(施行日)この法は公布した日から施行する。〈但書省略〉

第2条から第8条まで省略

第9条(他の法律の改定)①から③8まで省略

③9 社会基盤施設に対する民間投資法一部を次のように改定する。

第2条第1号アの“道路法第2条及び第3条”を“「道路法」第2条第1項第1号及び第2号”とする。

④0から④9まで省略

第10条省略

附則(開発利益環収に関する法律)〈第9045号, 2008. 3. 28〉

第1条(施行日)この法は公布後3ヶ月が経過した日から施行する。

第2条から第6条まで省略

第7条(他の法律の改定)①から⑥まで省略

⑦ 社会基盤施設に対する民間投資法一部を次のように改定する。

第56条第2項中“開発利益還収に関する法律”を“「開発利益環収に関する法律」”に、“開発負担金”を“開発負担金”とする。

⑧から⑫まで省略

第8条省略

附則(ユビキタス都市の建設等に関する法律)〈第9052号, 2008. 3. 28〉

第1条(施行日)この法は公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

第2条から第4条まで省略

第5条(他の法律の改定)社会基盤施設に対する民間投資法一部を次のように改定する。

第2条第1号にウ' を次のように新設する。

ウ' . 「ユビキタス都市の建設等に関する法律」第2条第3号による
ユビキタス都市基盤施設

第2条第13号にコ' を次のように新設する。

コ' . 「ユビキタス都市の建設等に関する法律」

附則〈第9282号, 2008. 12. 31〉

この法は2009年1月1日から施行する。ただし、第2条第1号ハの改定規定は2009年3月22日から施行する。

附則(国有財産法)〈第9401号, 2009. 1. 30〉

第1条(施行日)この法は公布後6ヶ月が経過した日から施行する。ただし、第76条の改定規定は2010年1月1日から施行する。

第2条から第9条まで省略

第10条(他の法律の改定)①から⑳まで省略

㉑社会基盤施設に対する民間投資法一部を次のように改定する。

第52条第3項各号以外の部分中、“国有財産の現物出資に関する法律”を“「国有財産法」”とし、同項第1号中、“国有財産法第4条第4項”を“「国有財産法」第6条第3項による一般財産”とし、同項第2号中“雑種財産”を“一般財産または雑種財産”とする。

④⑩から④⑩まで省略

第11条省略

附則<第9556号, 2009. 4. 1>

- ①(施行日)この法は公布後3ヶ月が経過した日から施行する。
- ②(民間部門の事業第内に関する適用例)第9条の改定規定はこの法の施行後最初に、民間部門が提案する事業から適用する。

附則(情報化促進基本法)<第9705号, 2009. 5. 22>

第1条(施行日)この法は公布後3ヶ月が経過した日から施行する。〈但書省略〉

第2条から第5条まで省略

第6条(他の法律の改定)①から③まで省略

- ④社会基盤施設に対する民間投資法一部を次のように改定する。
- 第2条第1号メを次のようにする。

メ.「国家情報化基本法」第3条第13号による超高速情報通信網

⑤から⑫まで省略

第7条省略

附則(交通体系効率化法)<第9772号, 2009. 6. 9>

第1条(施行日)この法は公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

第2条から第4条まで省略

第5条(他の法律の改定)①から⑤まで省略

⑥社会基盤施設に対する民間投資法一部を次のように改定する。

第2条第1号ミを次のようにし、同号エ'をオ'とし、同号にエ'を次のように新設する。

ミ.「国家統合交通体系効率化法」第2条第16条による知能型交通体系

エ'.「国家統合交通体系効率化法」第45条による国家期間複合乗換センター、広域複合乗換センター及び一般複合乗換センター

⑦から⑬まで省略

第6条省略

附則(港湾法)〈第9773号, 2009. 6. 9〉

第1条(施行日)この法は公布後6ヶ月が経過した日から施行する。ただし、附則第9条第17項は2010年3月26日から施行する。

第2条から第8条まで省略

第9条(他の法律の改定)①から⑪まで省略

⑫社会基盤施設に対する民間投資法一部を次のように改定する。

第2条第1号エを次のようにする。

エ.「港湾法」第2条第5号による港湾施設

⑬から⑳まで省略

第10条省略

附則(航空法)〈第9780号, 2009. 6. 9〉

第1条(施行日) この法は公布後3ヶ月が経過した日から施行する。〈但書省略〉

第2条から第10条まで省略

第11条(他の法律の改定) ①から⑦まで省略

⑧社会基盤施設に対する民間投資法一部を次のように改定する。

第2条第1号オの“航空法第2条第6号の規定による”を“「航空法」第2条第8号による”とする。

⑨から⑲まで省略

第12条省略

附則〈第9824号, 2009. 12. 29〉

この法は公布した日から施行する。

附則(地方税特例制限法)〈第10220号, 2010. 3. 31〉

第1条(施行日) この法は2011年1月1日から施行する。

第2条及び第3条省略

第4条(他の法律の改定) ①から⑫まで省略

⑬社会基盤施設に対する民間投資法一部を次のように改定する。

第57条中“地方税法”を“「地方税特例制限法」”とする。

⑭から⑳まで省略

第5条省略

附則<第10287号, 2010. 5. 17>

- ①(施行日)この法は公布した日から施行する。
- ②(貸貸型民資事業政府支給金推計書に関する適用例)第24条の2の改定規定は、この法の施行後最初に作成する貸貸型民資事業政府支給金推計書から適用する。

附則(銀行法)<第10303号, 2010. 5. 17>

第1条(施行日)この法は公布後6ヶ月が経過した日から施行する。〈但書省略〉

第2条から第8条まで省略

第9条(他の法律の改定)①から③⑧まで省略

③⑨会基盤施設に対する民間投資法一部を次のように改定する。

第2条第16条アの“金融機関”を“銀行”とする。

④⑩から⑧⑥まで省略

第10条省略

附則(水の再利用促進及び支援に関する法律)

<第10359号, 2010. 6. 8>

第1条(施行日)この法は公布後1年が経過した日から施行する。

第2条から第6条まで省略

第7条(他の法律の改定)①及び②省略

③社会基盤施設に対する民間投資法一部を次のように改定する。

第2条第1号キの“「下水道法」第2条第11号の規定による中水道”を

“「水の再利用促進及び支援に関する法律」第2条第4号による中水道”
とし、同号クの“公共下水処理施設及び同法第2条第10号の規定による
糞尿処理施設”を“公共下水処理施設, 同法第2条第10号による糞尿処
理施設及び「水の再利用促進及び支援に関する法律」第2条第7号によ
る下・廃水処理水再利用施設”とする。

第8条省略